



Renewal

健康告知に
該当する方に
安心の保障

告知
1型

告知
2型

告知
3型

告知
4型

新規加入は64歳までとなります

対象年齢 ・ 満15歳～満80歳の本人および配偶者

保障期間 **1年間**
(2019年1月1日～2019年12月31日)

保障内容 ・ 健康告知に該当する方のための保障
・ 死亡保障 **400万円** (告知4型は死亡保障が100万円となります)、
入院保障 **日額2,000円**、手術給付 **20,000円**

申込期間 **8月～10月** (募集展開時) + 随時
※新規加入は1月以外も随時受付 (告知1・2型のみ)

1 加入できる方と保障額の範囲 ※本人が加入していないと、配偶者の加入はできません

加入できる方	リック会員 (本人) とその配偶者
加入できる年齢	満15歳～満80歳 ※新規加入は64歳までとなります
保障額の範囲	死亡・身体障がい保障 ● 死亡・重度障がい 400万円* ● 事故特約 (上記金額に加算) 200万円* ● 後遺障がい事故 8～180万円* 病気 8～120万円*
	入院・手術保障 ● 入院 (病気・事故) 日額2,000円 ● 手術 (病気・事故) 20,000円

注意

- 加入口数は4口のみ (死亡保障と入院保障のセット加入)
- 「健康に関する報告書」をご記入のうえ提出いただき、加入となります。
- 「健康に関する報告書」に記載いただいた、既往症と因果関係のある加入日から2年間以内の事由については給付しません。
- 給付の際、加入時に申告していない健康告知に該当する傷病があった場合、共済契約は解除となります。

- リック会員 (本人) が告知型に加入すると、配偶者は健康告知に該当しない場合一般1型、2型へ加入できます。
- 告知型の申込書は、組合またはリック局までご請求ください。

※告知4型のみ、一部保障額が異なります。詳しくは③「保障額と掛金」の表をご確認ください。

2 保障内容

● 死亡保障

病気・事故死亡	病気や不慮の事故により死亡した場合に、お支払いします。
病気・事故重度障がい	病気や不慮の事故により重度障がいになった場合に、お支払いします。
病気による後遺障がい	病気により障がい残り、地方自治体発行の身体障害者手帳が交付された場合に、お支払いします。 ※重度障がいに該当しない場合
事故による後遺障がい	共済期間中の事故により障がい残り、共済期間中に障がい固定した場合に、お支払いします。 ※重度障がいに該当しない場合

● 入院・手術保障

病気・事故入院	病気や不慮の事故により入院した場合に、お支払いします。 入院は1日目から一傷病につき180日を限度として給付します。
手術給付	病気や不慮の事故により手術をした場合に、入院日額の10倍を保障します。日帰り手術も所定の手術であれば給付の対象になります。
入院見舞金	病気や不慮の事故による入院に対し入院給付金を給付する際に、一傷病につき1回5,000円 (一律) を見舞金として給付します。

3 保障額と掛金

型	契約口数	死亡・身体障がい保障				入院・手術保障		掛金 (月額)
		死亡重度障がい	事故特約 左記金額に加算	後遺障がい 事故	後遺障がい 病気	入院 病気・事故	手術 病気・事故	
告知1型 (15～60歳)	死亡4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	2,000円	20,000円	2,160円
	入院4口							
告知2型 (61～65歳)	死亡4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	2,000円	20,000円	3,900円
	入院4口							
告知3型 (66～70歳)	死亡4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	2,000円	20,000円	7,500円
	入院4口							
告知4型 (71～80歳)	死亡1口	100万円	50万円	2～45万円	2～30万円	2,000円	20,000円	4,800円
	入院4口							

※告知4型のみ、一部保障額が異なります。